

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

|                         | 所管課名  | 都市・まちづくり課 | 整理番号 | 1-116 |
|-------------------------|---|-----------|------|-------|
| 許認可等の種類                 | 特許事業者が事業計画を変更する際の認可   |           |      |       |
| 根拠法令条例等・条項              | 都市計画法第63条第1項  |           |      |       |
| 許認可等の概要                 | 都市計画法第59条第4項の規定により認可を受けた者が認可を受けた都市計画事業に係る事業計画を変更する際の知事の認可                   |           |      |       |
| 審査基準<br>(未設定の場合はその理由)   | (審査基準)<br>都市計画法第59条第4項に準じるほか<br>1 変更の内容が妥当かつやむを得ないものであること。                  |           |      |       |
| 基準の制定根拠                 | 建設省監修の都市計画法の運用Q&Aによる  |           |      |       |
| 標準処理期間<br>(未設定の場合はその理由) | ・30日：市町村・建設事務所10日、県庁20日<br>・国との協議を要するものにあつては2ヶ月：市町村・建設事務所10日、国土交通省1ヶ月、県庁20日 |           |      |       |
| 期間の制定根拠                 |   |           |      |       |